

2017-4-5

論説

教育勅語

復権など許されない

戦前回帰の動きとすれば、封じ込めねばならない。安倍政権は、教育勅語を道徳教育の教材として認める姿勢を鮮明にした。個人より国家を優先させる思想である。復権を許せば、末路は危うい。

教育勅語について、政府は「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定しない」との答弁書を閣議決定した。菅義偉官房長官はさらに踏み込み、道徳教材としての使用も容認する考えを記者会見で示した。政府のこうした言動を深く憂慮する。

国会議員の質問主意書への答弁書とはいえ、政府が個別の教材の位置づけを明示することは、教育に対する介入に等しい。ましてや、国民を戦争へ駆り立てた教育勅語の取り扱いである。肯定的な姿勢は国内外の疑念を招く。

教育勅語は一八九〇年、明治天皇が国民に守るべき徳目を説いた言葉として発布された。自由民権運動や欧化主義と儒教主義や皇国主義との対立を収め、教育の基本理念を定める狙いがあった。

学校での朗読が強制され、神聖化が進んだ。天皇制の精神的支柱の役割を果たし、昭和期の皇国主義教育と結びついた歴史がある。

親孝行や夫婦の和、博愛といった徳目は一見、現代にも通じるものがある。だからだろう、安倍政権を支持する保守層には、教育勅語を評価する向きが少なくない。

しかし、その徳目はすべて「一巨額金あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」に帰結する。国家が非常事態に陥った時には天皇のために身を捧げることに、不安の裏面である。国民に植え付けられた。

だからこそ、教育勅語は戦後の一九四八年に衆院で排除の、参院で失効の決議がされた。閣議決定はこれをたがえるものである。もちろん、かつての天皇制や教育の仕組みを学ぶ歴史教育のための資料としては有効なもの。

それでも、とりわけ道徳教育では持ち出すべきではない。国民主権や基本的人権の尊重といった現行憲法の理念に根差してはいないからだ。「憲法や教育基本法に反しない形で、教材として使うのはそもそも不可能である。

小中学校の道徳の時間は、特別の教科に格上げされるが、個々の徳目に振り回されてはならない。それが、教育勅語の教訓の心。自民党は復古的な憲法改正草案を掲げる。戦前の価値観を志向する。その関係で、戦前の安倍政権が唱える教育観には警戒したい。